

白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白川町（以下「町」という。）の転入増加と人口流出の減少を図り、町への定住を奨励するため、住宅取得及び増改築等並びに賃借に係る費用の一部について補助金を交付するものとし、その交付に関しては、白川町補助金等交付規則（平成9年白川町規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別表1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 町民

- ア 町内に自ら居住する住宅を取得する者
- イ 結婚居住により町内の中古住宅を賃借する者
- ウ Uターン居住又は結婚居住に伴う増改築等を行おうとする町内の実家等の所有権を有する者

(2) 転入者

- ア 町内に自ら居住する住宅を取得する者
- イ 町内に自ら居住する住宅を取得し増改築等を行う者
- ウ 町内に自ら居住する住宅を賃借する者又は賃借した住宅の増改築等を行う者

(3) 貸主

- ア 結婚居住又は転入者の居住のため町内の中古住宅の賃貸借契約を締結した当該住宅の所有者で、増改築等を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 世帯員のいずれかが町税及びこれに準ずる納付金を滞納している者
- (2) 移転補償及び損害賠償等の補填を受けて住宅購入する者
- (3) 白川町暴力団排除条例（平成24年白川町条例第11号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接関係者である者
- (4) 転入者のうち、次に掲げる者
 - ア 実績報告する日の前日までに当該住宅の所在地に住民登録をしない者
 - イ 自治会に未加入で加入する意思のない者
 - ウ 補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容、補助金の額及び交付要件等は、別表3のとおりとする。

(補助対象事業の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白川町住宅取得等支援事業認定申請書（様式第1号）により、事業着手前に補助対象事業として町長の認定を受けなければならない。

(補助対象事業の認定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当であると認めるときは、白川町住宅取得等支援事業認定通知書(様式第8号)により、認定できないときは、白川町住宅取得等支援事業不認定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。ただし、この認定は、補助金交付を担保するものではないものとする。

2 前項の事業認定をした日から12か月以内に次条の規定による交付申請をしなかった場合は、当該認定は失効するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定による認定を受けた申請者は、事業着手後速やかに白川町住宅取得等支援事業補助金交付申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 補助対象事業の実施期間が年度をまたぐ場合は、初年度において計画承認のみ行うものとし、次年度において交付申請を行うものとする。ただし、家賃補助金に係る交付申請は、当該年度分の支払に係るものについて行うものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当であると認めるときは白川町住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書(様式第12号)により、補助金を交付しないときは白川町住宅取得等支援事業補助金不交付決定通知書(様式第13号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、申請の内容に変更が生じた場合、白川町住宅取得等支援事業補助金変更申請書(様式第14号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請により決定内容を変更すべきものと決定した場合は、白川町住宅取得等支援事業補助金変更決定通知書(様式第15号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる期日までに白川町住宅取得等支援事業補助金実績報告書(様式第16号)を町長に提出しなければならない。

(1) 住宅取得及び住宅改修に係るもの 完了した日から1月以内又は交付申請年度の末日のいずれか早い日

(2) 家賃補助に係るもの 4月から9月に支払った家賃については9月末日、10月から3月に支払った家賃については3月末日

(交付額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、白川町住宅取得等支援事業補助金確定通知書(様式第18号)により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条に規定する確定通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を請求しようとするときは、白川町住宅取得等支援事業補助金交付請求書(様式第19号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、内容を精査し適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は交付要件に違反したとき。
- (3) 本町へ住民登録した日から起算して5年経過する前に町外へ転出したとき。
- (4) 取得又は増改築等した住宅を補助金の受領日から5年経過する前に売却又は譲渡したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、白川町住宅取得等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第20号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命ずるときは、白川町住宅取得等支援事業補助金返還命令書(様式第21号)により交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を返還しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(白川町移住定住促進補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 白川町移住定住促進補助金交付要綱(平成27年白川町訓令甲第16号)
- (2) 白川町「水源の里」住宅取得支援事業補助金交付要綱(平成27年白川町訓令甲第32号)

(経過措置)

3 この要綱施行の際、前項に掲げる要綱により現に申請されている補助金の手続きについては、なお従前の例による。

(失効)

4 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助対象事業の認定のあったものについては、失効後もなおその効力を有する。

附 則(一部改正)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

用語	定義
町民	町に住民登録があり現に居住している者をいう。
住宅	自己の居住の用に供し、玄関、居室、台所、便所、浴室その他居住に必要な機能を備えるもので一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住の用に供されている（共用部分は面積按分とする。）ものとする。
新築住宅	新たに建築された住宅をいう。ただし、旧住宅を撤去し、新たに建築する住宅を含み、増築、減築、大規模な模様替え等は含まないものとする。
建売住宅	販売を目的として新たに建築された住宅をいう。
中古住宅	建築後1年以上経過した過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。
住宅取得	住宅を建築又は建売住宅及び中古住宅を購入（2親等以内の親族からの購入、契約書を交わさない売買、贈与、又は相続によるものを除く。）し、自己の名義で当該住宅の登記（共有名義で住宅を登記する場合は、2分の1以上の持分を有すること。）をすることをいう。
所有者	中古住宅に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
県産材	岐阜県内で伐採された木材をいう。
増改築等	住宅の増築、改築、その他リフォーム等のうち、別表2に掲げる工事等を行うことをいう。
転入者	町に定住する意思を持って転入する者（住民登録後1年を経過していない者を含む。）をいう。
結婚居住	婚姻（婚約を含む。）し、町内に居住することをいう。
実家	2親等以内の親族が所有権その他の権利を有する町内の住宅をいう。
Uターン居住	町外で4年以上居住した後、定住する意思を持って転入する者又は転入後1年を経過していない者が町内の実家で同居居住することをいう。
町内事業者	町内に本社若しくは本店を有する法人又は個人事業主で、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する建設業を営んでいるものをいう。
取得費	住宅を取得するために要する費用をいい、消費税及び地方消費税を含むものとする。ただし、旧住宅の解体撤去及び登記に要する費用等は含まないものとする。

別表2（第2条関係）

区 分	内 容	備 考
増築	既存住宅に行う建て増し	
	母屋と渡り廊下で接続する増築	
	同一敷地内に設置する居住部屋等	
改築	住宅の一部を除却して、従前と同規模のものに建て替える改築	
その他のリフォーム等	既存住宅の屋根・外壁など外部の大規模修繕	
	住宅部分の基礎、土台等の改修工事	
	台所、浴室など水廻り修繕（システムキッチン、ユニットバス、洗面台の設置及び改修を含む。）	
	給湯、給排水、衛生設備の新設及び改修	
	既存住宅内部の大規模な模様替え	
	内部建具、ガラス、障子、襖にかかる改修工事	
	内部の床張替え、畳新設・表替え	
	外部建具にかかる改修工事	

別表 3 (第 4 条関係)

区 分	対象者	補助金	補助率、補助金額及び限度額	交付要件等
住宅取得	新築住宅 転入者 町民	基本補助金	40万円	町内事業者により補助金の対象となる住宅を新築し、又は建売住宅を購入した場合
		県産材加算	20万円（内装材として県産材を50㎡以上使用した場合は30万円）	新築した住宅の主体構造が木造の住宅であって、構造用木材に県産材を5㎡以上使用した場合
		水道加算	45万円	白川町の水道事業に加入し分担金を支払っている場合
		浄化槽加算	10万円	白川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則（昭和63年白川町規則第6号）により補助金を受けている場合
		扶養加算	1人につき基本補助金に10万円加算	同一世帯員として住民基本台帳に登録されている義務教育修了前の者（15歳に達した日の属する学年の末日以前の者をいう。）がある場合
中古住宅	町民	基本補助金	住宅の取得に要した費用のうち町長が認める額の2分の1以内（上限20万円）	補助金の対象となる中古住宅を取得した場合（取得する土地及び住宅の所有者等が、世帯員の2親等以内の親族でない場合に限る。）
		改修補助金	住宅の改修に要した費用のうち町長が認める額の2分の1以内（上限50万円）	購入した中古住宅の増改築等を実施した場合（取得後1年以内に完了した増改築等に限る。）
		結婚加算	30万円	結婚居住のため町内の中古住宅を取得した場合（購入する土地及び住宅の所有者等が、世帯員の2親等以内の親族でない場合に限る。）
		浄化槽加算	10万円	新築住宅に同じ
		扶養加算	1人につき基本補助金に10万円加算	新築住宅に同じ

		転入者	基本補助金	住宅の取得に要した費用のうち町長が認める額の2分の1以内（上限50万円）	補助金の対象となる中古住宅を取得した場合（取得する土地及び住宅の所有者等が、世帯員の2親等以内の親族でない場合に限る。）
			改修補助金	住宅の改修に要した費用のうち町長が認める額の2分の1以内（上限50万円）	購入した中古住宅の増改築を実施した場合（取得後1年以内に完了した増改築等に限る。）
			浄化槽加算	10万円	新築住宅に同じ
			扶養加算	1人につき基本補助金に10万円加算	新築住宅に同じ
住宅賃貸	中古住宅	結婚居住者 転入者・賃貸住宅所有者	家賃補助金	賃貸借契約に定められた家賃の月額（共益費、駐車場料金その他の居住以外の費用を除く。）の2分の1以内（月額上限1万5千円） ただし、36月分を限度とする。	中古住宅を補助対象者本人が契約者となり、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定に基づく建物賃貸借契約により、住宅を賃借した場合
			改修補助金	住宅の改修に要した費用のうち町長が認める額の2分の1以内（上限50万円）	入居者又は賃貸住宅所有者が、賃貸借契約を締結した中古住宅の増改築等をした場合（契約後1年以内に完了した増改築等に限る。）
			扶養加算	1人につき家賃補助金に月額2千円加算	新築住宅に同じ
実家改修	実家	実家所有者	改修補助金	住宅の改修に要した費用のうち町長が認める額の2分の1以内（上限50万円）	結婚居住又はUターン居住により実家を改修した場合
			扶養加算	1人につき基本補助金に10万円加算	新築住宅に同じ

※1 対象となる住宅1戸につき1回限りの交付とする。

※2 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※3 住宅取得の内、中古住宅に係る補助金総額は、住宅の取得及び改修に要した額を限度とする。

※4 住宅賃貸の家賃補助金に扶養加算を加えた額が家賃支払い実績額を超えるときは、当該実績額を限度とする。

※5 改修補助金は、町内事業者に発注されるものに限る。ただし、自己施工の場合は、町内において材料調達を行った場合のみ対象とする。

白川町住宅取得等支援事業認定申請書

白川町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

白川町住宅取得等支援事業の認定を受けたいので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請に関して、申請者及び世帯員の住民登録状況、町税等の納付状況を確認することに同意します。

補助金の区分	<input type="checkbox"/> 住宅取得（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 住宅賃貸（ <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 実家改修		
住宅の所在地	白川町		
着手及び完成 取得予定日等	新築・改修等	着手予定日	年 月 日
		完成予定日	年 月 日
	建売・中古住宅	取得予定日	年 月 日
		入居予定日	年 月 日
住宅取得又は 改修等の規模	住宅	延床面積	m ² （併用住宅：住居 m ² その他 m ² ）
	改修	工事面積	m ²
契約先（施工業者・貸主・売主等）の名称等	住宅	(住所) (名称)	
	改修	(住所) (名称)	
事業費等の内訳	住宅取得費	円	
	改修費	円	
	家賃（月額）	円	
交付金額（計算表による金額）	円		
転入又は結婚予定日（転入者、結婚居住、Uターン居住のみ）	年 月 日		
※住民登録	適・否	※納税状況	適・否

※印欄は記入しないこと。

認定添付書類一覧（様式第2号）、該当する添付書類及び補助金計算書（様式第3号）添付

様式第2号（第5条関係）

認定添付書類一覧

区分		補助金	添付書類	町民	転入者
住宅取得	新築住宅	基本補助金	世帯員報告書（様式第4号）	○	○
			工事又は売買に係る見積書等	○	○
			対象住宅の平面図	○	○
			住宅の場所を表示した位置図	○	○
			誓約書（様式第5号）	/	○
	中古住宅	基本補助金	世帯員報告書（様式第4号）	○	○
			売買に係る見積書等	○	○
			住宅の全景写真	○	○
			住宅の場所を表示した位置図	○	○
			誓約書（様式第5号）	/	○
		改修補助金	改修に係る見積書	○	○
			改修箇所に係る図面	○	○
	結婚加算	戸籍謄本又は婚約証明書（様式第6号）	○	/	
	住宅賃貸	中古住宅	家賃補助金	世帯員報告書（様式第4号）	○
貸借金額のわかるもの（貸借金額の見積書等）				○	○
戸籍謄本又は婚約証明書（様式第6号）※1				○	/
誓約書（様式第5号）				/	○
改修補助金		改修に係る見積書	○	○	
		改修箇所に係る図面	○	○	
		住宅改修承諾書（様式第7号）※2	○	○	
		住民票の写し（世帯全員が確認できるもの）	/	○	
実家改修	実家	改修補助金	世帯員報告書（様式第4号）	○	/
			改修に係る見積書	○	/
			改修箇所に係る図面	○	/
			戸籍謄本又は婚約証明書（様式第6号）※1	○	/
			誓約書（様式第5号）※3	○	/

該当する項目について、添付する書類にチェックを付すこと。

※1については、結婚居住に係るものについて添付

※2については、所有者が申請する場合は不要

※3については、Uターン居住する者が記載

様式第3号（第5条関係）

補助金計算書

区 分	補助金	補 助 率 等	補 助 金 額		
住 宅 取 得	新 築	基 本	40 万円	円	
		県 産 材	20 万円（内装材使用の場合 30 万円）	円	
		水 道 加 算	45 万円	円	
		浄化槽加算	10 万円	円	
		扶 養 加 算	10 万円／人	円	
		計			円
	中 古（町 民）	基 本	購入費の 1/2（20 万円限度）	円	
		結 婚 加 算	30 万円	円	
		浄化槽加算	10 万円	円	
		扶 養 加 算	10 万円／人	円	
		小 計①		円	
		取 得 費②		円	
		①と②のいずれか少ない額 ③		円	
		改 修	改修費の 1/2（50 万円限度）	円	
		計（③+改修）		円	
	中 古（転 入 者）	基 本	購入費の 1/2（50 万円限度）	円	
		浄化槽加算	10 万円	円	
		扶 養 加 算	10 万円／人	円	
		小 計①		円	
		取 得 費②		円	
		①と②のいずれか少ない額 ③		円	
		改 修	改修費の 1/2（50 万円限度）	円	
		計（③+改修）		円	
	住 宅 賃 貸	中 古	家 賃	家賃の 1/2（月額上限 15,000 円 36 月）	円
			扶 養 加 算	月額 2 千円／人	円
			改 修	改修費の 1/2（50 万円限度）	円
			計		円
実 家 改 修	実 家	改 修	改修費の 1/2（50 万円限度）	円	
		扶 養 加 算	10 万円／人	円	
		計		円	

様式第5号（第5条関係）

誓約書

私は、白川町の住民として地域の活動に積極的に参加し、5年以上の定住の意思をもって居住することを誓約します。

なお、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第13条の規定に該当し、交付決定の取消しを受け、同要綱第14条の規定による補助金返還を命じられた場合は、返還義務を負うことに異存ありません。

年 月 日

白川町長 様

申請者 住 所

氏 名

印

様式第6号（第5条関係）

婚約証明書

区 分	申請者又は実家同居者	婚 約 者
氏 名	印	印
本 籍		
現 住 所		
生 年 月 日		

上記の両名は、 年 月 日に婚姻予定であることを証明します。

年 月 日

白川町長 様

(申請者又は実家同居者の証明者)

住 所

電話番号 () ー

続 柄

氏 名 印

(婚約者の証明者)

住 所

電話番号 () ー

続 柄

氏 名 印

年 月 日

住宅改修承諾書

白川町長 様

申請者（賃借人） 住 所
氏 名 印
電話番号

白川町住宅取得等支援事業補助金の申請にあたり、下記のとおり住宅所有者（賃貸人）の承諾を得ましたので届け出ます。

記

（該当住宅）

所 在 地	白川町
改 修 の 概 要	
費 用 負 担	<ul style="list-style-type: none">・改修に係る費用は、全て賃借人が負担する。・賃借人は、改修に係る造作買取請求権を放棄し、賃貸借契約終了後の退去の際も改修に要した費用を賃貸人に一切請求しない。

白川町住宅取得等支援事業補助金の申請にあたり、当該住宅の賃貸人として住宅改修を承諾します。なお、改修後の原状回復義務については、免除いたします。

年 月 日

（賃貸人）

住 所

氏 名 印

第 号
年 月 日

様

白川町長 印

白川町住宅取得等支援事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった白川町住宅取得等支援事業認定については、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり認定したので通知します。

- 1 補助金の区分 住宅取得（新築 建売 中古 改修）
住宅賃貸（家賃 改修）
実家改修

- 2 建物の所在地 白川町

3 条件

- (1) 対象となる事業は、申請のあった白川町住宅取得等支援事業認定申請書に記載されているとおりとする。
- (2) 補助金の交付を受けようとする場合は、白川町住宅取得等支援事業交付申請書（様式第10号）により申請手続を行うこと。
- (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- (4) この認定は、補助金交付を担保するものではないことを承知すること。

様式第9号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

白川町長 印

白川町住宅取得等支援事業不認定決定通知書

年 月 日付で申請のあった白川町住宅取得等支援事業認定について、その内容を審査したところ、次の理由により適当でないと認めたので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

不認定の理由

白川町住宅取得等支援事業補助金交付申請書

白川町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

白川町住宅取得等支援事業補助金を受けたいので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請に関して、申請者及び世帯員の住民登録状況、町税等の納付状況を確認することに同意します。

交付申請額	円		
事業認定日等	年 月 日 第 号		
補助金の区分	<input type="checkbox"/> 住宅取得（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 住宅賃貸（ <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 実家改修		
住宅の所在地	白川町		
着手及び完成 取得予定日等	新築・改修等	着 手 日	年 月 日
		完 成 予 定 日	年 月 日
	建売・中古住宅	取 得 予 定 日	年 月 日
		入居予定日	年 月 日
住宅取得又は 改修等の規模	住宅	延床面積	m ² （併用住宅：住居 m ² その他 m ² ）
	改修	工事面積	m ²
契約先（施工業者・貸主・売主等）の名称	住宅	(住所) (名称)	
	改修	(住所) (名称)	
事業費等の内訳	住宅取得費	円	
	改修費	円	
	家賃（月額）	円	
転入又は結婚予定日（転入者、結婚居住、Uターン居住のみ）			年 月 日
※住民登録		適・否	※納税状況
			適・否

※印欄は記入しないこと。

交付申請添付書類一覧（様式第11号）、該当する添付書類及び補助金計算書（様式第3号）添付

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

交付申請添付書類一覧

区分		補助金	添付書類	町民	転入者
住宅取得	新築住宅	基本補助金	世帯員報告書（様式第 4 号）	○	○
			工事請負契約書又は売買契約書の写し	○	○
			対象住宅の平面図	○	○
			建築確認済証又は建築工事届の写し	○	○
			住民票の写し（世帯全員が確認できるもの）※ 1	/	○
	中古住宅	基本補助金	世帯員報告書（様式第 4 号）	○	○
			土地及び住宅に係る売買契約書の写し	○	○
			住民票の写し（世帯全員が確認できるもの）※ 1	/	○
		改修補助金	改修に係る工事請負契約書又は見積書の写し	○	○
			改修箇所に係る図面	○	○
住宅賃貸	中古住宅	家賃補助金	賃貸契約書の写し	○	○
		改修補助金	改修に係る工事請負契約書又は見積書の写し	○	○
			改修箇所に係る図面	○	○
実家改修	実家	改修補助金	改修に係る工事請負契約書又は見積書の写し	○	/
			改修箇所に係る図面	○	/

該当する項目について、添付する書類にチェックを付すこと。

※ 1 については、認定申請時と変更がなければ不要

第 号
年 月 日

様

白川町長

印

白川町住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白川町住宅取得等支援事業補助金については、審査の結果、次のとおり決定したので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- 1 補助金の区分 住宅取得（新築 建売 中古 改修）
住宅賃貸（家賃 改修）
実家改修

- 2 交付決定額 _____ 円

3 交付の条件

- (1) 白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第13条に該当し、同要綱第14条による返還を命じられたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
(2) 町長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
(3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

様式第13号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

白川町長 印

白川町住宅取得等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった白川町住宅取得等支援事業補助金について、その内容を審査したところ、次の理由により適当でないと認めたので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

不交付の理由

様式第14号（第9条関係）

年 月 日

白川町住宅取得等支援事業補助金変更申請書

白川町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け、第 号により交付決定のあった白川町住宅取得等支援事業補助金の申請内容を変更したいので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金の種類	<input type="checkbox"/> 住宅取得（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 住宅賃貸（ <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 実家改修	
交付申請額	変更前	変更後
	円	円

（変更の理由及び説明）

※添付書類 補助金計算書（様式第3号）及び変更内容を確認できるもの

第 号
年 月 日

様

白川町長 印

白川町住宅取得等支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白川町住宅取得等支援事業補助金の変更については、審査の結果、次のとおり決定したので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 補助金の区分 住宅取得（新築 建売 中古 改修）
住宅賃貸（家賃 改修）
実家改修

- 2 交付決定額 変更前 _____ 円
変更後 _____ 円

3 交付の条件

- (1) 白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第13条に該当し、同要綱第14条による返還を命じられたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
(2) 町長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
(3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

白川町住宅取得等支援事業補助金実績報告書

白川町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付け、第 号で交付決定（変更承認）のあった白川町住宅取得等支援事業補助金に係る事業を完了したので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

なお、この報告に関して、申請者及び世帯員の住民登録状況、町税等の納付状況を確認することに同意します。

交付決定額	円		
交付決定日等	年 月 日 第 号		
補助金の区分	<input type="checkbox"/> 住宅取得（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 住宅賃貸（ <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 実家改修		
住宅の所在地	白川町		
完成日及び取得日等	新築・改修等	引渡し、完成日	年 月 日
	建売・中古住宅	取得日	年 月 日
	入居日		年 月 日
住宅取得又は改修等の規模	住宅	延床面積	m ² （併用住宅：住居 m ² その他 m ² ）
	改修	工事面積	m ²
契約先の名称等	住宅	(住所) (名称)	
	改修	(住所) (名称)	
事業費等の内訳	住宅取得費	円	
	改修費	円	
	家賃（月額）	円	
転入又は婚姻日（転入者、結婚居住、Uターン居住のみ）			年 月 日
※住民登録		適・否	※納税状況 適・否

※印欄は記入しないこと。

実績報告添付書類一覧（様式第17号）、該当する添付書類及び補助金計算書（様式第3号）添付

様式第17号（第10条関係）

実績報告添付書類一覧

区分		補助金	添付書類	町民	転入者
住宅取得	新築住宅	基本補助金	工事費、購入費の領収書	○	○
			完成（取得）後の全景写真	○	○
			登記事項証明書の写し（所有者がわかるもの）	○	○
		県産材加算	県産材の使用状況がわかる書類	○	○
		水道加算	水道加入分担金の支払いを証する書類	○	○
		浄化槽加算	合併処理浄化槽に係る補助金交付決定書の写し	○	○
	中古住宅	基本補助金	購入費の領収書	○	○
			登記事項証明書の写し（所有者がわかるもの）	○	○
		改修補助金	改修工事費の領収書	○	○
			改修を行った部分の写真	○	○
		浄化槽加算	合併処理浄化槽に係る補助金交付決定書の写し	○	○
住宅賃貸	中古住宅	家賃補助金	賃貸料を支払ったことを証する書類	○	○
		改修補助金	改修工事費の領収書	○	○
			改修を行った部分の写真	○	○
実家改修	実家	改修補助金	改修工事費の領収書	○	
			改修を行った部分の写真	○	

該当する項目について、添付する書類にチェックを付すこと。

様式第18号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

白川町長

印

白川町住宅取得等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった白川町住宅取得等支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

- 1 補助金の区分 住宅取得（新築 建売 中古 改修）
住宅賃貸（家賃 改修）
実家改修

2 補助金確定額 _____ 円

様式第19号（第12条関係）

年 月 日

白川町住宅取得等支援事業補助金交付請求書

白川町長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け、第 号により確定通知のあった白川町住宅取得等支援事業補助金について、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助事業の種類	<input type="checkbox"/> 住宅取得（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 中古 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 住宅賃貸（ <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> 改修） <input type="checkbox"/> 実家改修		
補助金請求額	円		
振込先	金融機関名	支店名	
	種 別	口座番号	
	口座名義		

本事業は、補助金確定済みであることを証する。

職名 氏名 印

様式第20号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

白川町長

印

白川町住宅取得等支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号により交付決定した白川町移住定取得等支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の区分 住宅取得 (新築 建売 中古 改修)
住宅賃貸 (家賃 改修)
実家改修

- 2 補助金交付決定額 円

- 3 取消額 円

- 4 取消後の交付決定額 円

- 5 取消しの理由

様式第21号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

白川町長 印

白川町住宅取得等支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号により交付決定した白川町住宅取得等支援事業補助金について、白川町住宅取得等支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により補助金の返還を命ずるので同条第2項の規定により通知します。

- 1 補助金の区分 住宅取得（新築 建売 中古 改修）
住宅賃貸（家賃 改修）
実家改修

2 補助金返還額 円

3 返還期限 年 月 日